有識者構成員からの意見等

- 8-1 松村構成員意見
- 8-2 黒澤構成員意見

犯罪被害者の経済的状況に関する現状把握の方法について

松村 恒夫

犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討にあたり、犯罪被害者の経済的状況を把握することがまず必要であることは論を待たない。つまり、犯罪被害者が犯罪に遭遇したことにより、経済的に現在も苦しんでいるだけでなく、過去どのようにしてその経済的苦境を乗り越えてきたかを検証することも必要だと考える。そしてそのような人々がどのような施策があったら少しでも早く事件前の平穏な生活に戻れたかを検証することは十分価値があることだと思う。

その検証にあたり、われわれ構成委員は、一般の犯罪被害者ほど経済的に困っておらず、中曽根さんと私を除いて犯罪に遭っていないという事実を踏まえることが必要であり、上から目線でなく犯罪被害者の目線で検証してゆくことが重要であると考える。

このためにまず本当に困窮している犯罪被害者の生の声を聞くことがスタートラインだと考える。困窮犯罪被害者とはどのような犯罪被害者を指すのか難しいが、その日の生活にも事欠いたり、本来ならより厚い治療/介護が必要なのに経済事情が許さず、我慢したりしている犯罪被害者である。

このような犯罪被害者の方々に会議場に来ていただき、彼らの言葉で話しても らうことが検証の出発点であると思う。このような犯罪被害者の方々に会場に 来ていただくことに困難な場合があるかもしれないが、何とか実現する術を工 夫する必要がある。アンケート調査よりはるかに実のある情報であると思う。こ れにより我々構成委員も同じ土俵に立って検討を始めることが出来ると考える。

公益財団法人犯罪被害救援基金 専務理事 黒澤 正和

1 議事次第の自由討議について

現状把握の方法の一つとして警察にお願いすることが可能か否か確認してはどうか。なお、資料7-1の犯罪被害者等からのヒアリングは可能と思うが、抽出の仕方及びまとめ方に注意する必要があると考える。アンケート調査についても同様。 また、何をもって典型的とするかも重要と考えられる。 モデルケースについては、目的別に検討すべきであり、どのように、どのような内容のモデルを設定するかによるのではないか。

2 検討の進め方(資料1-1)について

検討会②の結論が検討会①の議論と矛盾する可能性が出てきた場合には、 検討会①において調整の上結論を出すこととなる、とされているが、検討会 ①と検討会②との調整を否定する意味ではないと理解しているが、そのよう な解釈でよろしいか。

3 海外調査方針(資料6)について

調査事項として犯罪被害者等にかかわる刑事政策、治安対策制度等の内容 は必要であると考える。その理由は、経済的支援を比較・検討するについて は、これらの事項も念頭において調査を行う必要があるため。

なお、調査目的に照らして調査対象国及び機関が必要にして十分であるか について専門家の意見をうかがうべきである。